

## 岐阜県中小企業等脱炭素化促進事業費補助金 (再エネ設備導入事業)交付要綱

最終改正：令和6年3月25日

### (総則)

第1条 県は、県内事業者の脱炭素化を図るため、自家消費型太陽光発電設備等の導入に要する経費について、予算の範囲内で岐阜県中小企業等脱炭素化促進事業費補助金（再エネ設備導入事業）（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) オンサイトPPAモデル 太陽光発電設備等の所有者等である発電事業者が、需要家の施設等に太陽光発電設備等を当該発電事業者の費用により設置し、所有（第三者所有）・維持管理等（維持管理を当該需要家が行う場合を含む。）をした上で、当該発電事業者が当該太陽光発電設備等から発電された電力を当該需要家に供給する契約方式をいう。
- (2) 県内事業者 県内に本社又は事業所を有する企業又は団体及び個人事業主（青色申告者に限る。）をいう。

### (補助対象事業者等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）、補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）及び要件は、別表1のとおりとする。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助限度額及び補助金の額は、別表2のとおりとする。

### (欠格事由)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括

する権限を代行し得る地位にある者を含む。)をいう。以下同じ。)を、法人以外の団体にあつては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあつてはその者及びその使用人をいう。以下同じ。)が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体(以下この条において「法人等」という。)

- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

#### (補助金の交付申請)

第5条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

#### (事業の着手時期)

第6条 補助対象事業の着手時期は、交付決定のあった日以後でなければならない。ただし、やむを得ない事由があると知事が認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定の適用を受けようとする者は、補助金交付申請書に事前着手届(別記第2号様式)を添付するものとする。

#### (補助金の交付の条件)

第7条 補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- (1) 補助対象事業に要する経費の配分の変更(補助対象経費の20%を超えない変更を除く。)をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業の内容の変更(補助金の交付の目的及び補助対象事業の能率に影響を及ぼさない範囲の変更を除く。)をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。

- (3) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
  - (4) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
  - (5) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助対象事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図ること。
- 2 前項第1号から第3号までの規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 前項第1号の承認 事業経費配分変更承認申請書（別記第3号様式）
  - (2) 前項第2号の承認 事業内容変更承認申請書（別記第4号様式）
  - (3) 前項第3号の承認 事業中止（廃止）承認申請書（別記第5号様式）

（交付申請の取下げ）

- 第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付決定の日から15日以内とする。
- 2 規則第8条第1項の申請の取下げは、別記第6号様式により行うものとする。

（実績報告）

- 第9条 実績報告書の様式は、別記第7号様式のとおりとする。
- 2 実績報告書には、別記第7号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日（中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して30日を経過した日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の2月末日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定通知）

- 第10条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、別記第8号様式により行うものとする。

（補助金の交付時期等）

- 第11条 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。
- 2 補助事業者は、知事が別に指定するところにより、別記第9号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

（暴力団の排除）

- 第12条 規則第4条の規定による申請があった場合において、当該申請をした者が第4条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

- 2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第4条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条第1項の規定により、補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第13条 規則第21条第2号の知事の定めるものは、取得価格又は効用の増加額が50万円以上の機械及び器具とする。

- 2 規則第21条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間とする。
- 3 知事は、補助事業者が規則第21条の規定により知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部を県に納付させることができる。

(書類、帳簿等の保存期間)

第14条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表1（第3条関係）

補助対象事業	補助事業者	要件
<p>県内に所在する施設等にオンサイトPPAモデル又はリースモデルにより自家消費型太陽光発電設備及び定置用蓄電池を導入する事業</p>	<p>次に掲げる要件を満たす者</p> <p>(1) 民間企業又は個人事業主（青色申告者に限る。）であること。</p> <p>(2) 補助対象事業を実施するために必要な経営基盤を有し、事業の継続性が認められる者であること。</p>	<p>(1) 太陽光発電設備の発電出力が20kW以上であること。</p> <p>(2) 太陽光発電設備及び定置用蓄電池を導入すること。</p> <p>(3) 補助金の交付を受けた太陽光発電設備の発電量の50%以上を敷地内で自家消費すること。再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくFIT制度（固定価格買取制度）又はFIP（Feed in Premium）制度による売電を行わないこと。</p> <p>(4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。</p> <p>(5) 需要家とPPA事業者又はリース事業者との契約で、補助金額の2分の1以上がサービス料金又はリース料金の低減等により需要家に還元又は控除されるものであること。</p> <p>(6) 交付申請時に、導入設備の設置場所、補助事業者及び関係者等が確定していること。</p> <p>(7) 補助対象事業の実施に当たっては、太陽光発電設備等の設置、電力供給等に係る関係法令・基準等を遵守すること。</p> <p>(8) 需要家が県内事業者であること。</p>

別表 2 (第 3 条関係)

補助対象経費		補助限度額	補助金の額
区分	内容		
設備費	補助対象事業の実施に必要な機械装置等の購入、製造又は据付け等に要する経費	上限 10,000 千円	<p>補助対象経費から国補助（一般財団法人環境イノベーション情報機構が定める「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業））交付規程」に基づく二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業））の額を控除した額に 2 分の 1 を乗じて得た額と下記により算出された額の合計額とを比較して少ない方の額（当該額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電設備の発電出力 (kW) × 2.5 万円</li> <li>・定置用蓄電池（業務・産業用）（※ 1）の蓄電容量 (kWh) × 2.65 万円</li> <li>・定置用蓄電池（家庭用）（※ 2）の蓄電容量 (kWh) × 2.35 万円</li> </ul> <p>※ 1 4,800Ah・セル以上の定置用蓄電池をいう。          ※ 2 4,800Ah・セル未満の定置用蓄電池をいう。</p>
工事費	補助対象事業の実施に必要な工事に要する経費		

※補助対象経費は、消費税及び地方消費税相当額を除く。